

実務対応報告公開草案第 39 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」に関するコメント

平成 25 年 9 月 2 日
有限責任 あずさ監査法人 審査統括部

平成 25 年 7 月 2 日付で公表されました実務対応報告公開草案第 39 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」（以下、「実務対応報告（案）」という。）について、有限責任 あずさ監査法人の審査統括部にて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

1 目的、範囲（第 1 項～第 4 項、第 24 項）

(1) 本実務対応報告（案）では、従業員又は従業員持株会に信託を通じて交付する取引を対象とするとしているが、「概ね以下から構成される」ともされているため（第 3 項及び第 4 項）、従業員ではなく役員に信託を通じて交付する取引が本実務対象報告（案）の適用対象に含めるべきか否かについて明確ではない。役員に信託を通じて交付する取引を導入する事例も見受けられることから、実務上の混乱を避けるため、当該取引が適用対象となるか否かを明示していただきたい。

(2) 第 3 項及び第 4 項で、従業員への福利厚生を目的とした取引が前提とされていることを踏まえると、当該目的としている取引の場合にのみ、本実務対応報告に従った会計処理を行うという理解でよい。

また、その場合、仮に信託の契約期間の途中で解約され信託の設定目的が遂行されないことが明らかになった場合、どのような会計処理を行うべきかについて明示していただきたい。

(3) 本実務対応報告（案）の第 4 項の取引に関し、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて退職以後に給付を支給する（退職給付）（退職給付会計基準第 3 項）という特徴を有する制度は、信託を通じて自社の株式を交付する仕組みの有無にかかわらず、退職給付制度の一種として退職給付会計基準等が適用されるべきである。なぜなら、退職給付の支給方法や積立方法が異なっているとしても退職給付であることに違いはなく、企業会計において退職給付の性格は、労働の対価として支払われる賃金の後払いであるという考え方に立ち、基本的に勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生するもの（退職給付会計基準第 53 項）としている退職給付会計の基本的な考え方に照らして明らかなためである。

2 自己株式処分差額の認識時点（第 7 項及び第 11 項、第 28 項～第 31 項及び第 40 項～第 42 項）

(1) 自己株式処分差額の認識時点について、「信託から従業員持株会へ株式を売却した時点で、企業において処分差額を認識する方法」ではなく、「企業から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識する方法」が採用された根拠が第 28 項から第 31 項及び第 40 項から第 42 項にわたって記載されているが、以下の理由から根拠としては十分ではないと考えられるため、記載の追加を検討していただきたい。

① 企業から信託へ処分されて、期末時に信託に残存する自己株式については、総額

法を適用し、企業の貸借対照表において認識する（すなわち、消滅の認識をしない）としているが、一方で、消滅に係る処分差額については、企業から信託への処分時に認識するとしているため、両者は会計上の考え方からは整合していないと思われる。

このように自己株式処分差額を認識するにもかかわらず、その元本を引き続き貸借対照表に計上することとなる処理について、会計上の考え方の観点からどのような整理がなされたのかについて結論の背景で示していただきたい。

- ② 総額法の適用に関する第26項においては、現行の実務において多く採用されている考え方を踏まえたことが結論の背景で示されている。他方で、自己株式処分差額の認識について、現行の実務では「信託から従業員持株会へ株式を売却した時点で、企業において処分差額を認識する方法」を採用している事例よりも本実務対応報告（案）の方法を採用している事例の方が少ないのではないかと懸念される。よって、多数の導入実績を踏まえ実務上の処理方法の分析結果を結論の背景で示していただきたい。

また、本実務対応報告（案）の方法は、「信託から従業員持株会へ株式を売却した時点で、企業において処分差額を認識する方法」と比べ、税会不一致（※）となるなど複雑な会計処理が必要になると思われるが、この点、実務上の負担を踏まえても税会不一致の会計処理を採用することとしたことについて結論の背景に示していただきたい。

※参照：<http://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/bunshokaito/gensen/120417/01.htm>

- (2) 以下については、記載の修正を検討していただきたい。

- ① 第31項の「自己株式の処分先である信託が他益信託であり信託が企業と同一の存在とはみなせないことをより重視し」という理由について、受益者が特定されていない他益信託については包括的な会計基準が策定されていない中で、この解釈（他益信託は企業と同一の存在とみなせない）が安易に信託会社などのスキーム組成者に使われることにより他の会計処理（連結範囲の判定、関連当事者の判定、他益信託を利用した不動産や金融資産のリスクのオフバランス取引など）に対して影響を及ぼす可能性が危惧される。このため、他の会計処理（連結範囲の判定、関連当事者の判定、他益信託を利用した不動産や金融資産のリスクのオフバランス取引など）には影響を及ぼさないことを明記していただきたい。
- ② 第30項の「上記の会社法上の取扱いとは異なる処理となる」という記述について、これまで「信託から従業員持株会へ株式を売却した時点で、企業において処分差額を認識する方法」を採用してきた企業に対して、会社法に抵触するかのような疑念を生じさせるおそれがある。このため、当該記述は修正を検討していただきたい。

3 期末における総額法等の会計処理（第8項）

第8項（2）では、「信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する企業からの配当金及び信託に関する諸費用の純額が、正の値となる場合には負債に、負の値となる場合には資産に、それぞれ適当な科目を用いて計上する。」としているが、負の値となる場合においては、信託において資金不足の状況にあるため、その資産性について正当化することが困難であることから、資産計上することは適切ではないと考える。また、正の値となる場合においては、その負

債の相手勘定として計上される現預金等の資産は、拘束性を有するものであるため、企業が保有する資産と区別して会計処理すべきかどうか、または、注記によって開示すべきかどうかについて明確にしていきたい。

4 従業員へのポイント割当等に関する会計処理（第12項、第13項、第43項～第56項）

第45項において、各従業員へのポイントの割当ての会計処理について、3つの方法が検討された結果、当該ポイントの費用の測定においては「信託への資金拠出時の株価を基礎とする方法」を用いることが適当であると考えられたとされ、その検討された内容として第46項から第56項にわたってそれぞれの方法を「支持する意見」と「支持しないとする意見」が記載されている。しかしながら、以下の理由から「信託への資金拠出時の株価を基礎とする方法」が採用された根拠が十分に記載されていないため、本実務対応報告（案）が採用した方法に同意することができない。

- ① 「信託による株式取得時の株価を基礎とする方法」によると、従業員から提供を受ける労働サービスの費用は、信託が自己株式を取得した時期、または、企業から信託へ自己株式を処分した時期によって、決定されることになる。特に、自己株式が交付されるまでの労働サービスの提供を受ける期間が長期の場合や退職時給付型の場合には、過去の株価に基づいて費用が固定化され、また、追加的に自己株式を取得することによって費用額が変動するため、各会計期間において提供を受けた労働サービスの価値の実態とは著しく乖離した費用額が計上される可能性がある。さらに、過去に信託設定を行って交付する場合と給付ポイント発生の都度自己株式を交付する場合とで、同じ提供を受けた労働サービスの費用の測定額が異なることになり不合理と考えられる。この点、第47項（1）及び（2）において、本実務対応報告（案）が示す方法を支持しないとする意見として記載されているものの、私どもとしては、費用の公正な測定額という観点から重要な論点と考えている。

本実務対応報告（案）が示す方法は、従業員へ交付する自己株式をいつどのように調達したか、すなわち、財務活動の結果によって、労働サービスに対する費用が決定される考え方ともいえるが、労働サービスに対する費用は、企業の財務活動の結果に応じて測定されるのではなく、提供を受けたサービスの価値を基礎として測定されるべきものと考えられる。

- ② 自己株式処分差額の認識時点に関して、第29項「信託への自己株式の処分により当該株式について会社法上の自己株式の規制を受けなくなることと親和的である」や第31項「自己株式の処分先である信託が他益信託であり信託が企業と同一の存在とはみなせないことをより重視し」という記載を踏まえると、本実務対応報告（案）では、信託は、企業とは同一の存在とみなせないというスタンスであるように窺えるが、一方で、信託の行為（信託がいつの時点で株式を取得したかという行為）によって、企業が提供を受ける労働サービスの費用額を決定するという考え方とは一貫性が保持されていないと考えられる。この点に関して、どのような整理がなされたのかが示されていない。
- ③ 「ポイント割当時の株価を基礎とし、給付確定まで毎期の株価変動を反映する方法」の考え方においては、そもそも自己株式処分差額の認識時点について、本実務対応報告（案）の方法ではなく、信託から従業員へ自己株式を交付した時点とするという考え方に基づいていると考えられる。このため、当該方法の前提となる考え方を示すことなく、第51項で「企業から信託へ自己株式を処分した時点で

処分差額を認識する方法」を採用することを前提に「ポイント割当時の株価を基礎とし、給付確定まで毎期の株価変動を反映する方法」を支持しないとする意見として並列的に記載することは、当該方法を採る考え方について誤解が生じる可能性がある。

- ④ 第51項（2）で「ポイント割当時の株価を基礎とし、給付確定まで毎期の株価変動を反映する方法」を採った場合には、「信託から従業員への株式の交付時に、信託による株式の取得価額とそれまでの引当金計上額との精算による損益を計上することとなるが、その損益の性質を意味づけることが難しい。」との記載がなされている。しかしながら、仮に「企業から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識する方法」を前提とした場合でも、当該損益は、企業の意思によって、信託設定の有無、信託が自己株式を取得する期間又は信託への自己株式譲渡時期を決定し、その後、株価の変動によって生じたものであると考えられることから、企業の意思による信託設定を行い、その信託から期待した運用と実際の株価実績との差額として生じたファンディング損益としての性質を有するものと説明づけることができると考える。
- ⑤ 第51項（3）で「株価の変動に伴う引当金の洗替えの結果、ポイントの割当てに関する費用がマイナスとなる可能性がある。」との記載がなされている。しかしながら、当該記載は事実の記載であり、会計上、不合理とする理由には相当しないと考える。

5 開示等（第16項、第17項、第18項、第58項～第63項）

投資家等の財務諸表利用者が取引の影響を把握するために、本実務対応報告（案）が定めている注記事項には、以下の事項を含めることが必要と考える。

- ・ 第8項（2）、（3）、第12項、第14項（2）の定めにより計上される資産又は負債の額
 - ・ 第3項の取引については、信託における借入金の支払利息額
 - ・ 信託契約期間
 - ・ 第4項の取引については、受給権の内容、規模（付与数等）

以 上